

様式第3号(第9条関係)

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附 属 機 関 等 の 名 称	みよし市行政不服審査会		
開 催 日 時	令和8（2026）年6月23日（火） 午前10時30分から午前10時45分まで		
開 催 場 所	みよし市役所5階 特別会議室		
出 席 者	【委員】 坂口委員（会長）、水谷委員、倉橋委員、石井委員、 深谷委員 【事務局】 城総務部部長、近藤総務部次長兼総務課課長、小野田専任 副主幹、一丸主任主査		
次 回 開 催 予 定 日	令和8（2025）年8月19日（水）		
問 合 せ 先	総務部総務課 小野田、一丸 電 話 0561-32-8000（直通） メール soumu@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下 欄 に 掲 載 す る も の	・ <u>議事録全文</u> ・ 議事録要約	要約した理由	
審 議 経 過	○総務部次長兼総務課課長：行政不服審査会を開催します。 それでは、議題に入りたいと思います。 議事進行は、本来会長にお願いするところですが、1点目の議題で会長が決定するまでは、事務局のほうで議事を進行させていただきますので、御了承をお願いします。 議題1点目の「会長及び職務代理者の選出について」、みよし市行政不服審査会条例第7条第1項の規定により、審査会には、会長を置くことになっております。委員の互選により定めることになっておりますので、会長の選出をお願いしたいと思います。 どなたか御意見はございませんか。 ○倉橋委員：坂口先生にお願いできればと思います。 (坂口委員了承) ○総務部次長兼総務課課長：坂口先生、よろしく申し上げます。 それでは、坂口会長から御挨拶をいただきたいと思います。		

(坂口会長挨拶)

○総務部次長兼総務課課長：続きまして、職務代理者の選出につきまして、みよし市行政不服審査会条例第7条第3項の規定により、あらかじめ会長が指名する委員を職務代理者とするようになっておりますので、会長より職務代理者の指名をお願いします。

○坂口会長：倉橋先生をお願いします。

(倉橋委員了承)

○総務部次長兼総務課課長：倉橋先生、よろしくお願いします。それでは、残りの議題は、会長の取回しにより、議事の進行をしていただきますので、会長よろしくお願いします。

○坂口会長：議題2点目の「令和7年度行政不服審査請求状況について」、事務局より説明をお願いします。

○総務課専任副主幹：次第をおめくりいただき、1ページをご覧ください。

令和7年度行政不服審査法に基づく審査請求の状況について、処分担当課別の審査請求の件数を記載しております。

審査請求の件数は12件で、税務課が1件、納税課が11件で、このうち税務課の請求については、昨年度、答申をいただきました案件で、審査会からの答申のとおり審査庁で請求を棄却する採決をしております。

納税課の11件については、昨年度からの引き続きの案件で、現在、審理中となっております。

また、各審査請求の内容についてですが、給与・預金の差押えについての審査請求が3件、その他督促処分、配当処分等についての請求となっております。

各案件については、現在、審理員が審理を行っているところであります。事案の詳細については、審査会に諮問がされましたら、次回以降の審査会における審議の際に概要を説明させていただきたいと思いますので、本日は、案件の紹介にとどめさせていただければと思います。

事務局からの説明は、以上です。

○坂口会長：御意見、御質問がございましたらお願いします。

○坂口会長：特にご質問等ありませんので、議題2点目については、これで終了することとします。

	最後になりますが、南谷先生に替わって委員になられた水谷先生に自己紹介を兼ねて御挨拶をお願いします。 (水谷委員挨拶) ○坂口会長：議題３点目は、先ほど説明があったとおり「みよし市情報公開・個人情報保護審査会」で調整した日と同日ということで、委員の皆様お願いします。 特に何かなければ、これを持ちまして、令和８年度第１回みよし市行政不服審査会を終了します。 ○総務部次長兼総務課課長：ありがとうございました。次回の行政不服審査会につきましては、時期が近づいてまいりましたら、開催通知や資料を送付いたします。 本日は、お忙しい中、御出席いただき、ありがとうございました。
--	---